

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	36 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月、同年11月、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月及び同年11月  
② 昭和54年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも2か月と短期間である上、申立人は20歳に到達した昭和45年\*月以降、60歳に到達するまでの国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き保険料の未納は無い。

また、申立人は、昭和50年2月に強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更し、引き続き国民年金に加入している上、定額保険料のほかに付加保険料も納付し、保険料の前納制度も利用しているなど、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②いずれも前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、当時夫は継続して同一会社の厚生年金保険被保険者であり、経済状況に変化は無かったと考えられることから、申立期間①及び②のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は申立期間の保険料を自宅に来ていた集金人に納付したとしているところ、A市によれば、申立期間当時、同市における保険料の納付方法は、集金人(国民年金協力員)による戸別集金が原則であったとしていることから、申立人の主張に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月  
② 昭和51年1月から同年3月まで

母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻（昭和50年10月）するまでは同区役所の集金人に両親や兄の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後については、私が妻の分と一緒に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても4か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間①については、当該期間の保険料を納付してくれていたとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から53年7月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月9日に払い出されていることから、この頃に申立人の加入手続が行われたとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であり、前述のとおり保険料の納付意識の高かった母親が申立人の加入手続を行いながら、申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、母親が当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、申立人は、婚姻（昭和50年10月）後の保

保険料は自身が納付したとしているところ、申立人は、同年10月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の61年6月までの期間及び厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成6年1月から60歳到達の前月の18年\*月までの期間の22年余りの国民年金加入期間において、申立期間②を除き保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

このほか、申立人は、当時、保険料の徴収は集金人が行っていたと記憶しているが、昭和51年4月又は同年5月頃、妻の昭和49年度の1年分と夫婦二人の申立期間②の保険料の未納の通知が届き、この未納分の保険料については、集金人ではなく、納付書によりまとめて納付したとしているところ、i) 申立人は、婚姻後、申立期間②を含む52年2月8日までA市C区に居住していることが確認でき、同市では、53年度末まで集金人（国民年金推進員）制度が実施されており、集金人は3か月ごとに現年度保険料を徴収することとされ、過年度保険料は取り扱っていなかったこと、ii) 妻の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を49年4月2日として50年10月27日に同区で払い出されており、妻の加入手続時期を基準とすると、49年度の保険料は過年度保険料となること、iii) 申立期間②の保険料は、申立人が記憶している未納通知が送付されてきたとする時期からすると、過年度保険料となることから、これら未納とされた期間の過年度保険料を集金人ではなく、納付書により納付したとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。このことから、申立人が申立期間②の保険料を妻の未納とされていた期間の保険料と一緒に過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は婚姻(昭和50年10月)後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は夫が私の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても15か月と比較的短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、婚姻(昭和50年10月)後、申立人の保険料を自身の分と一緒に納付していたとする夫は、同年10月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の61年6月までの期間及び厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成6年1月から60歳到達の前月の18年\*月までの期間の22年余りの国民年金加入期間において、申立人と同様に未納とされている申立期間②を除き保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月27日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この頃に申立人の加入手続が行われ、その際、資格取得日を遡って49年4月2日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①の保険料は、過年度納付が可能であった。

加えて、申立人の保険料を自身の分と一緒に納付していたとする夫は、当時、

保険料の徴収は集金人が行っていたと記憶しているが、昭和51年4月又は同年5月頃、申立人の申立期間①と申立人夫婦二人の申立期間②の保険料の未納の通知が届き、この未納分の保険料については、集金人ではなく、納付書によりまとめて納付したとしているところ、i) 申立人夫婦は、婚姻後、申立期間②を含む52年2月8日までA市B区に居住していることが確認でき、同市では、昭和53年度末まで集金人（国民年金推進員）制度が実施されており、集金人は3か月ごとに現年度保険料を徴収することとされ、過年度保険料は取り扱っていなかったこと、ii) 前述のとおり、申立期間①の保険料は過年度保険料となること、iii) 申立期間②の保険料は、申立人が記憶している未納通知が送付されてきたとする時期からすると、過年度保険料となることから、これら未納とされた期間の過年度保険料を集金人ではなく、納付書により納付したとする夫の主張に不自然な点は見受けられない。このことから、夫が申立期間①及び②の保険料を自身の未納とされていた期間の保険料と一緒に過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

私は会社退職（昭和52年2月）後、A市で国民健康保険の加入手続きを行い、その手続きの際に国民年金の加入手続きも行った。加入手続き時期、手帳の交付、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額はよく覚えていないが、送付されてきた納付書で納付した。厚生年金保険と国民年金に切れ間の無いようにしたと思うので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く18年余りの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和52年2月26日として同年5月28日にA市で払い出されていることから、この頃に初めて申立人の加入手続きが行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能であり、社会保険事務所（当時）から申立人に対して当該期間の納付書が作成・送付されたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は送付されてきた納付書により納付したとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、社会保険事務所から送付されてきた過年度納付書により申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期、加入手続を行ったのが自身か母親かどちらであったのかよく覚えていないが、昭和51年3月にA町の実家に転居し母親と同居を始めてから、国民年金保険料の督促状が送付されてきた。しばらくしてから母親がその督促状を見て、将来のためには保険料を納付したほうがよいと勧めたので、母親からお金を借りて未納としていた期間の保険料を20歳から遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、3回払い出されており、1回目は、昭和48年11月1日にB町で、2回目は、49年1月16日にC市D区で、3回目は、51年5月20日にA町で払い出され、オンライン記録によると2回目に払い出された手帳記号番号は、59年9月に資格取得日が取り消されており、3回目に払い出された手帳記号番号による国民年金被保険者台帳を見ると、備考欄に1回目に払い出された手帳記号番号が重複取消と記載されているほか、資格取得日は、オンライン記録同様に48年\*月\*日（20歳到達日）とされていることが確認できる。申立人は、51年3月に同町に住所変更した後に保険料の督促状を受け取ったとしていることから、申立人に対して送付された督促状は、3回目の同年5月20日に同



町で払い出された手帳記号番号によるものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、49年4月から51年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、督促状を受け取った後に遡って未納期間の保険料を一括納付したとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が申立期間のうち、過年度納付が可能な当該期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

一方、前述の3回目の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和48年6月から49年3月までの期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和48年6月から49年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、A町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も私が夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料は未納であったことは承知していたが、特例納付ができる昭和50年12月に申立期間の保険料を夫の分と一緒に一括納付した。私の領収書は見付からないが、夫の領収書は残っている。申立期間の保険料を夫婦二人分一緒に納付したにもかかわらず、私だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く12年余りにわたる国民年金加入期間において未納は無いほか、複数年にわたって付加保険料を納付するなど申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が主張するとおり、夫婦連番で昭和47年12月11日にA町で払い出されており、申立人の資格取得日は45年5月21日とされていることが確認できる。申立人は、申立期間の保険料を特例納付ができる50年12月に夫の分と一緒に一括納付したとしているところ、i) 申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する時期は第2回特例納付実施期間(49年1月から50年12月まで)中であり、前述の申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であったこと、ii) 国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する夫の領収書を見ると、申立期間の保険料が同年12月24日に特例納付により納付されたことが確認できることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、特例納付を利用して申

立期間の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで  
③ 昭和42年10月から43年3月まで

私は妻が、「区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の未納期間があるが、今なら特例納付制度を利用して一括納付することができると勧められ、夫婦二人分の保険料納付を行い、年金の未納期間は全て埋まった。」と言っていたことを覚えている。妻は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付したことを示す領収書等も無いが、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の未納期間の保険料を特例納付で一括納付したと主張しているところ、妻の国民年金被保険者台帳を見ると、第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで)中の同年6月頃にそれまで未納とされていた期間のうち、特例納付することができない任意加入期間を除く40年9月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び44年4月の強制加入期間の保険料が、特例納付されていることが確認できることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されている。1回目は、資格取得日を昭和35年10月1日(国民年金制度開始準備期間)として36年4月頃に、2回目は42年3月8日に夫婦連番で払い出されており、2回目に払い出された手帳記号番号は51年12月頃に重複取消されていることが確認できる。この重複取消の事務処理が行わ

れた時点において、申立期間①、②及び③は強制加入被保険者期間とされていたことから、第3回特例納付により当該期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、妻が区役所で夫婦二人分の保険料の未納期間があるが、今なら特例納付制度を利用して一括納付することができると勧められたとしており、前述のとおり、妻は、第3回特例納付を利用して納付できる期間は全て納付済みとされていることから、申立人の申立期間①、②及び③の保険料も妻が自身の保険料と一緒に特例納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月より前に、区役所の人が何度か国民年金の加入勧奨に来たので、3回目の時に、夫が夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その時に、お金を渡し領収書のようなものを受け取ったと思う。国民年金保険料の納付は、1か月100円を3か月ごとに、夫婦二人で600円を集金人に納付し、年金手帳に印紙のようなものを貼って、スタンプを押していた記憶がある。当時の年金手帳は残っていないが、同年4月当初からきちんと納めており、未納があるとはとても考えられないので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き60歳到達までの31年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納していることや付加保険料を納付していることなどから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年11月4日に夫婦連番で払い出されており、国民年金制度発足当初の同年3月31日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であり、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、国民年金制度が発足した申立期間当時、A市では職員が戸別訪問により加入勧奨を行っていたと思われるとしている上、申立期間の保険料は月額100円であり、保険料の徴収方法も印紙検認方式であったことから、申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦一緒に二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く20歳到達時の昭和50年\*月から平成22年10月までの34年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、婚姻（昭和56年5月）後、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻も、申立期間を除く同年6月以降の国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立人及びその妻共に平成14年度からは口座振替により保険料を納付しているなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間前後の期間の保険料の納付状況を見ると、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間直前の平成7年1月から同年3月までの保険料が申立期間中の同年12月1日に過年度納付され、申立期間直後の8年4月から同年12月までの保険料が同年12月9日に現年度納付されていることが確認できる上、9年4月、同年5月、同年7月、10年3月及び同年12月の保険料も過年度納付されていることから、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、申立期間前後の保険料の納付状況からみて、妻が申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い妻が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年1月31日まで

昭和42年9月から43年1月までA社に勤務していたのに、申立期間の年金記録が無いことが分かった。

私は、双子の弟と同じ職歴を歩んでおり、弟に記録があって、私に無いことについて納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和43年1月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録（資格喪失日が昭和43年1月31日）が認められる同僚（申立人の弟）によると、「私は、申立人と共にA社に入社し、申立人と同じ仕事をしていた。退職時期も同じであった。同社で働いた期間が短かったこともあり、申立人の勤務形態や職務内容に変更は無かったと思う。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の弟の離職日は、申立人の離職日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の弟を含む複数の同僚に係る雇用保険の記録は、厚生年金保険被保険者記録と合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。



また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年 9 月及び同年10月

ねんきん定期便を確認したところ、平成15年 9 月及び同年10月のA事業所における標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、平成15年11月14日付けで、同年 9 月 1 日まで遡って、20万円に引き下げられ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年11月26日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、全喪日まで勤務していた複数の同僚についても、申立人と同様に、平成15年11月14日付けで、同年 9 月 1 日まで遡って、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、事業主により控除されていた厚生年金保険料及び給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（41万円）であることが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所が社会保険料を滞納していたことを確認できる資料等は見当たらないものの、同事業所の顧問社会保険労務士は、「A事業所は、平成11年頃から経営状態が悪くなり、全喪日に近い頃には、資金が不足して、社会保険料の納付が遅れがちになっていた。」と証言しており、申立期間当時に同事業所が厚生年金保険料を滞納していた事情がうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年11月14日付けで行われた遡及

訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、申立人について、同年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月1日から29年6月29日までの期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA炭鉱における厚生年金保険第3種被保険者の資格取得日に係る記録を28年11月1日に、資格喪失日に係る記録を29年6月29日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、28年11月から29年4月までは8,000円、同年5月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月頃から31年3月頃まで

私は、A炭鉱に勤務し、亜炭の採掘をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同炭鉱に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA炭鉱の同僚2人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和28年12月25日であることが確認できるほか、申立人が、「A炭鉱から支給された給与の端数は、私が現在まで大切に保管している預金通帳に入金されていた。」と主張しており、当該預金通帳によれば、新規に同年12月17日付けで123円が現金で預けられていることから、申立人は、少なくとも同年11月には同炭鉱に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が名前を記憶している複数の同僚は、A炭鉱の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうち連絡が取れた同僚は、「私は坑木を組む仕事をしていたが、申立人は坑内夫であり、亜炭の採掘をしていた。私は、申立人より後から勤務しているが、辞めた日は先である。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該同僚は、同炭鉱における厚生年金保険被保険者資

格を、昭和 29 年 2 月 10 日に取得し、同年 6 月 29 日に喪失していることが確認できることから、申立人は、坑内夫として、少なくとも当該同僚と同時期（同年 6 月 28 日）までは同炭鉱に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人及び同僚が記憶している当時の A 炭鉱の坑内夫の同僚 9 人全員に同炭鉱の厚生年金保険第 3 種被保険者記録が確認できること、同炭鉱のトラック運転手の助手であった同僚が、「私は、勤務期間に厚生年金保険被保険者記録がある。坑内夫は私より危険な仕事なので、当然、社会保険に加入していたはずだ。」と証言していることから、当時、同炭鉱においては、ほぼ全ての坑内夫が厚生年金保険の第 3 種被保険者として資格取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 6 月 29 日までの期間において厚生年金保険第 3 種被保険者であったことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、坑内夫の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 28 年 11 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月は 1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 11 月から 29 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 28 年 11 月 1 日から 29 年 6 月 29 日までの期間以外の期間については、複数の同僚に聴取しても、当該期間に係る申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、A 炭鉱は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、連絡先が明らかでないため、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日  
② 平成18年7月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚から提出された賞与明細書、並びに申立人が保管する普通預金通帳の振込履歴により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から41年1月までは2万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月15日から41年2月14日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における被保険者資格の喪失日が昭和40年2月15日となっている旨の回答を受けた。しかし、同社には41年2月まで在職していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年8月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが記録されている。この記録を前提とすると、申立人が同年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和40年2月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から41年1月までは2万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年11月1日から5年3月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額(14万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から5年2月まで  
② 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成3年8月から5年3月までA社に勤務し、毎月の給与から社会保険料を控除されていた。しかし、給与の額に変更がなかったにもかかわらず、4年11月から標準報酬月額が減額になっており、また、5年3月の被保険者記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の全てについて調査し、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年11月から5年2月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(14万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。



なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため不明であり、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成3年8月から4年10月までの期間については、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、平成5年3月31日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから不明であるが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成4年4月1日から同年9月1日までの期間及び5年10月1日から6年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から同年4月1日まで  
② 平成4年4月から6年1月まで

申立期間①について、A社に勤務し、給与明細書から保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。申立期間②について、標準報酬月額の記録が給与明細書と異なり低いので、控除された保険料に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、

30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間のうち、平成4年4月から同年8月までの期間及び5年10月から6年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無く不明としており、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成4年9月から5年9月までの期間については、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に平成12年3月21日付けで派遣社員として雇用され、14年8月31日付けで退職した。同年8月の厚生年金保険料を控除されていることが同年9月17日支払の賃金明細書で確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び申立人から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、「2002年08月度分賃金明細書」などにより、申立人は、同社に平成14年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出したと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和46年3月からB社で勤務し、途中、グループ会社であるA社に転籍したが、空白期間が生じている。56年7月21日から同社で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細、並びにB社から提出された在籍証明書及び資格取得日訂正依頼文書により、申立人は、同社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和56年7月21日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給料明細の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和59年5月1日から61年3月末まで勤務したにもかかわらず、年金記録では同年3月31日に資格喪失したとされている。入社から退社まで給与は固定給で、手取り額は同額であったと記憶しており、最後の給与からも厚生年金保険料は控除されていたと思うので、資格喪失日を同年4月1日にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社に昭和61年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「入社から退社まで給与は固定給で、手取り額も毎月同額であった。」と主張しているところ、A社の社会保険・給与計算の担当者は、「給与計算で日割り減額が生じることから、給与締日である月末の前日に退社することは考え難い。社会保険に入っている者の給与は月給であり、月給者の給与計算は、前月と同額の支給額、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を転記していた。事務処理を誤って資格喪失日に離職日と同じ日（昭和61年3月31日）を記入して届け出た可能性もある。」と証言している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、A社の退社に伴い昭和61年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和61年2月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から46年11月1日まで

私は、昭和36年から46年10月末まで、B社に勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっていることが、納得できない。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主は、「申立人は、昭和36年4月から46年10月末までB社に勤務し、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していた。」と証言し、その旨の在職証明書を発行している。

また、複数の同僚は、「申立人は、申立期間にB社に勤務していた。」と証言している。

さらに、B社の事業主は、「当時のB社は、厚生年金保険に未加入だったため、同社の従業員については、私の兄が事業主であり私が役員であったA社で厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人にも申立期間前にA社での被保険者記録が確認できるとともに、同社において申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は、B社に勤務していたが、厚生年金保険の記録はA社となっている。」と証言している。

なお、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における



厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の喪失に係る届出や健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和44年3月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から46年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月20日、資格喪失日が60年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月1日から同年6月1日まで

私は、申立期間についてA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月20日、資格喪失日が60年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された人事記録表及び在職証明書により、申立人は、昭和60年5月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、「当時の担当者が、本来、昭和60年6月1日とすべきところを、間違えて同年5月1日として届け出てしまった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和60年4月のオンライン記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出たとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 31 年 8 月 18 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 2 月 12 日まで  
③ 昭和 39 年 9 月 2 日から 41 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 42 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 16 日まで

私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求したり、支給を受けた記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終事業所のA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した約1か月半後に、別のB社で同被保険者資格を取得している上、申立人は、「A社を退職した後は、結婚の準備、結婚、嫁ぎ先への移動等があり、大変忙しく、脱退手当金の請求手続を行う暇など無かった。」と主張しており、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は昭和46年11月26日に支給決定されたこととなっているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年4月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定額と128円相違している。

加えて、申立人は、申立期間の最終事業所のA社の後、B社において厚生年金保険被保険者期間（昭和46年5月7日に資格取得し同年10月26日に資格喪失。）が確認できることから、同社を退職後に脱退手当金を請求することが可能であるが、脱退手当金を支給する場合、本来過去の全ての厚生年金保険被

保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が脱退手当金を請求する直前まで勤務していた同社の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎となっておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日  
② 平成19年12月10日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

賞与明細書により申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A事業所から提出された賃金台帳及び賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（20万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したはずだと回答しているが、賃金台帳及び賞与明細一覧表により、同僚二人についても申立人と同様に、当該期間における賞与支給及び保険料控除の事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録上、賞与支払に係る届出の記録が確認できないことから、事業主が当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年3月2日、資格喪失日は同年8月1日であること、同社C支店における資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は26年2月16日であること、及び同社B支店における資格取得日は同年2月16日、資格喪失日は30年8月1日であることが認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年3月から同年5月までは540円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは1,500円、同年11月から24年8月までは3,000円、同年9月から同年12月までは4,000円、25年1月から同年8月までは5,000円、同年9月から26年1月までは6,000円、同年2月から同年7月までは5,000円、同年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から30年7月までは1万2,000円とすることが必要である。

一方、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年3月頃から24年頃まで  
② 昭和24年頃から30年8月頃まで

私は、姉や妹と同じA社のC支店に勤務し、その後、同社B支店に異動して通算8年以上働いた。当時は健康保険被保険者証をもらい、保険料も納めていたので自分だけ厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。社会保険事務所（当時）からは、名前が漢字表記となっている被保険者記録が私の年金記録に該当すると言われたが、自分の名前はひらがな表記であり、漢字表記の名前を使ったことがなく、また、脱退手当金も受け取っていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録では、申立てに係るA社C支店及び同社B支店における厚生年金保険被保険者記録は見当たらないが、厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と姓（旧姓）及び生年月日が一致し、名前が申立人の戸籍上のひらがな表示と異なる漢字表記（読み方は同じ。）とされている基礎年金番号に未統合の被保険者記録（同社同支店における資格取得日が昭和22年3月2日、資格喪失日が同年8月1日、同社C支店における資格取得日が同年8月1日、資格喪失日が26年2月16日、同社B支店における資格取得日が同年2月16日、資格喪失日が30年8月1日）が確認できる。

また、前述の申立人と姓及び生年月日が一致する未統合記録の被保険者は、A社から提出された同社作成の同社C支店及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者台帳、並びに社員名簿にも記録が確認できる上、同台帳の厚生年金保険被保険者記録は、当該未統合記録の取得日及び喪失日と記録が合致していることが確認できることから、同社は、「申立人の姓、生年月日等と一致する記録は、当該記録以外に無い。なお、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年8月1日であることから、それ以前に入社した社員については、同社B支店で厚生年金保険被保険者資格を取得させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年3月2日、資格喪失日は同年8月1日であること、同社C支店における資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は26年2月16日であること、同社B支店における資格取得日は同年2月16日、資格喪失日は30年8月1日であることが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和22年3月から同年5月までは540円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは1,500円、同年11月から24年8月までは3,000円、同年9月から同年12月までは4,000円、25年1月から同年8月までは5,000円、同年9月から26年1月までは6,000円、同年2月から同年7月までは5,000円、同年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から30年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

一方、上記により、申立人の被保険者記録であると認められる申立期間①及び②に係る未統合記録には、脱退手当金の支給記録が確認できることから、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、当該未統合記録の資格喪失日である昭和30年8月1日の前後2年以内に資格喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格を有する女性62人を調査したところ、42人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、複数の同僚が、「会社で脱退手当金の手続もしてくれた。」と証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に



係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年12月20日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和24年2月にA社に入社し、30年11月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は、一時的に退職したり休職したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店の同僚と共に同社B支店に異動したと主張しているところ、申立人を記憶している同僚も、申立人を含めた複数名と一緒に同社C支店から同社B支店に異動したと証言している。

また、申立人及び当該同僚が記憶している複数の同僚は、いずれも死亡しているか、連絡先が明らかでないが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び当該同僚と同様に、昭和25年9月1日にA社C支店の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B支店で被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社B支店は、昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所とされており、申立期間は適用事業所であったことが確認できないが、同社C支店及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社同支店の新規適用時の資格取得者は43人である上、このうち申立人及び上述の同僚を含め、少なくとも32人が同社C支店

から同社B支店と一緒に異動したと考えられることから、同社同支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、正確な異動日は明らかでないものの、申立人を記憶している当該同僚は、「私と共に申立人は、昭和25年7月1日の時点ではA社B支店で勤務していた。」と証言していることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年10月の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、申立期間はA社B支店が適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年5月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から17年2月まで

「ねんきん定期便」の内容を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、私の知らないところで減額されていた。私が所持している平成11年度から14年度までの「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成11年5月から13年6月までの期間について、当初、申立人が主張する56万円と記録されていたところ、同年6月8日付けで、11年5月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、13年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主及び当時同社に勤務していた唯一の同僚（取締役）の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成13年6月8日付けで、11年5月1日及び同年10月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理について、A社の元事業主の妻が、「当時は経営が悪化しており、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者に相談し、標準報酬月額を訂正する届出を行った。申立人を含めて役員には説明しなかったと思う。」と証言している。

また、滞納処分票により、A社が当該遡及訂正処理の当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿等により、申立人は、当該期間においてA社の取締役であったことが認められるものの、上記の同僚（取締役）は、「二人とも名ばかりの取締役で、実際の仕事は、工事、修理等の現場を担当していた。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成13年6月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の11年5月から13年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から17年2月までの期間については、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（13年10月1日）により9万8,000円と記録されているところ、当該定時決定処理について、当該遡及訂正処理との直接的な関与をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間のうち、平成13年10月から同年12月までの期間については、申立人から提出された平成14年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている13年分の社会保険料控除額は、同年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額（56万円）に基づく社会保険料と、同年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額（9万8,000円）に基づく社会保険料の合計額に、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、当該期間のうち、平成14年1月から17年2月までの期間については、B市から提出された14年から17年の給与支払報告書において確認できる社会保険料等の金額は、当時の申立人の給与総額に見合う標準報酬月額に基づく社会保険料と比べて、おおむね8割の低額であるものの、当該期間に係る保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を65万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成18年7月6日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額65万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行い、厚生年金保険料の納付も行っていない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 5002～5011（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

給与支給表の記録と比較すると、オンラインの記録では誤った標準賞与額が決定されており、勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 10 件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額		
						平成18年8月3日	平成19年8月15日	平成19年12月21日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
5002			男	昭和28年生		20万 円	15万 円	
5003			女	昭和25年生		10万 円	9万 8,000円	
5004			男	昭和22年生		10万 円		
5005			男	昭和28年生		25万 円		
5006			男	昭和24年生		10万 円		
5007			女	昭和17年生		20万 円		
5008			男	昭和50年生		48万 円		
5009			男	昭和36年生		22万 円		
5010			男	昭和48年生		24万 円		
5011			女	昭和54年生		9万 8,000円	12万 円	



## 愛知厚生年金 事案 5012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているのに、記録に漏れがあるので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成20年7月賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、社会保険事務所（当時）には納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年2月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月7日から9年3月1日まで

前の会社を平成7年12月30日に退社し、8年1月からハローワークで保険のある会社を探して、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のあるA社が見付かり、紹介状で同年2月7日に同社に入社した。9年5月20日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の事業主（当時は、経理担当者）は、「当時は、臨時社員は別だが、正社員は入社すればすぐに社会保険の加入手続をしていた。申立人は正社員だったので、入社した時から加入させていたし、保険料も控除し、納付していた。」と証言している。

さらに、申立期間当時、A社において被保険者資格を取得している複数の同僚が、「入社した時から厚生年金保険に加入している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「正社員は入社すればすぐに社会保険の加入手続をしていたため、平成8年2月7日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行い、申立期間に係る保険料についても納付した。」と主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出に係る処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成9年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月20日から同年5月10日まで

A社での厚生年金保険の加入期間は昭和26年5月10日からとなっているが、同社には同年3月20日から勤務している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年3月15日に中学校を卒業し、A社の社長から『忙しいので、すぐ来てほしい。』と言われて、同年3月20日から同社に勤務した。入社時、社長から『養成工の扱いをするから資格を取って頑張ってほしい。』と言われた。」などとしており、申立人の入社時の記憶は具体的である上、昭和27年3月20日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が、「申立人は、中学校の1年先輩で、私より1年前には入社していたと思う。」と証言していることなどから判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間の1年後の昭和27年3月20日にA社に入社した同僚6人全員が、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該同僚のうちの1人が、「入社した時から、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している上、ほかの複数の同僚も、「入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和 26 年 5 月の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案5016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（申立期間①は4万円、申立期間②は73万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万円、申立期間②は73万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月15日  
② 平成17年12月22日

私は、申立期間①及び②において、A事業所から賞与の支給があったにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は4万円、申立期間②は73万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から47年3月まで

私は、結婚した時、国民年金のことを知らずにいたが、その後、妹から話を聞いた。母親に相談したところ、結婚した時から納めた方が良いと言われたので、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、結婚した昭和40年10月まで遡って国民年金保険料を納めた。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月の婚姻（戸籍上の婚姻日は、41年3月\*日）後、しばらくして国民年金の加入手続きを行い、婚姻時に遡って保険料を納付したとしているが、加入手続きの時期及び納付金額についての具体的な記憶は無く、加入手続き及び保険料納付の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和49年4月23日に国民年金の加入手続きを行い、国民年金制度が発足した36年4月に遡って被保険者資格を取得したことが確認できる（資格取得日はその後平成18年4月11日に昭和40年2月2日に訂正。）。この加入手続き時期は第2回特例納付が実施されていた期間（49年1月から50年12月まで）であり、申立期間のうち、既に時効が成立していた40年10月から46年12月までの期間については、当該特例納付制度を利用することによって保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、特例納付制度については知らなかったとしている上、遡って納付したとする金額は覚えていないが、それほど高い金額ではなかったとしていることから、特例納付したとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間については、上記加入手続き時期を基準とすると、過年度納付することは可能であったも

の、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録同様、保険料が納付済みとされているのは申立期間後の同年4月以降とされていることから、当該期間の保険料を納付したと推認することまではできない。

加えて、申立人は、「国民年金の加入手続をした後、遡って保険料を納付した。」としているところ、上記のとおり、加入手続以前の昭和47年4月からの保険料が納付済みとされていること、及び遡って納付した保険料金額はそれほど高い金額ではなかったとしていることから、申立人は、同年4月から49年3月までの保険料を加入手続後に遡って一括納付し、これを申立期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年9月まで

当時働いていた職場で国民年金保険料が給与から差し引かれていないことに気が付いたので、平成元年9月頃に父親が国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、払い始めに30万円前後の現金を区役所で納付し、以降真面目に納付してきたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月頃に父親が国民年金加入手続を行ったとしているが、これを行ったとする父親は高齢のため聴取を行うことが困難であり、加入手続の時期等の詳細は不明である。

また、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年11月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に昭和61年4月まで遡って資格を取得する処理が行われたものとみられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われた平成3年11月を基準とすると、元年10月から3年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、A市の国民年金情報検索システムにおいて過年度納付したこととされていることから、申立人は時効成立前で遡って納付が可能であった期間の保険料を納付したものの、申立期間については既に時効が成立していたため、納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は国民年金保険料を払い始めた時にまとめて30万円前後の保険料を納付したとしているところ、平成3年11月の加入手続時点において、

保険料を納付することが可能であった期間は、上記過年度納付されている期間及び現年度納付されている同年4月から同年12月までの期間であり、これらの期間の保険料を合わせると22万9,800円となることから、申立人は当該期間の保険料を一括納付し、これを申立期間の保険料納付と混同しているとも考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は婚姻後、夫が厚生年金保険の被保険者となったため、任意加入被保険者となった。その後、任意加入被保険者の資格を喪失した覚えは無いのに、昭和59年3月24日に資格を喪失したとされている。資格を喪失する理由は無く、保険料も納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の保険料について、金融機関で毎月納付していたとしているが、当時、A市では3か月ごとに徴収していたことから、申立人の主張とは相違している上、金額も覚えていないなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時、生活環境の変化など国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、喪失手続を行った記憶も無いとしているところ、申立人の所持している年金手帳にはオンライン記録と同じ昭和59年3月24日に任意加入被保険者資格喪失の記載があるほか、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても同日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は上記国民年金被保険者資格喪失後、国民年金の制度改正のあった昭和61年4月1日に再度国民年金被保険者資格（第3号被保険者）を取得していることが申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

家族の国民年金は、父親が加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。私の国民年金手帳の被保険者資格の取得欄には、20歳になった日が記入されており、同手帳の欄外に父親の名前が書かれていることから、20歳の時に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しているため、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、自身が所持する国民年金手帳の被保険者資格の取得欄に、20歳になった日が記入されていることから、この頃に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと思うとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した45年\*月に遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられ、これは申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄が昭和48年度からのものとなっていることとも符合する。このことから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記申立人の加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和45年6月から46年3月までの期間は既に時効が成立しており、保

険料を遡って納付することもできなかったと考えられる。

加えて、加入手続時期において過年度納付することが可能であった昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとされているものの、同様に過年度納付が可能であった、申立期間のうち、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料については、申立人の国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿においても保険料は未納とされている上、申立人と同様に父親が加入手続を行い保険料を納付していたとする兄も、加入手続の時（国民年金手帳記号番号が払い出された 46 年 3 月）に 20 歳到達時（42 年\*月）に遡って被保険者資格を取得しているが、加入手続時において過年度納付が可能であった期間のうち、44 年 1 月から同年 9 月までの期間の保険料は未納とされていることから、父親が保険料を納付したとまでは推認し難い。

このほか、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行った覚えは無いものの、20歳になった昭和48年\*月以降から、納付書が同市役所から送付されてきたので、3か月ごとに金融機関で国民年金保険料を納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続をした覚えは無いものの、20歳になってから納付書がA市役所から送付されてきたとしているが、加入手続を行っていない者に対して納付書が発行・送付されることは無いことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和53年1月頃に行われ、この加入手続に際して、資格取得日を遡って申立人の20歳到達日の48年\*月\*日とする事務処理が行われたとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」に記載されている年月日とも一致する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続が行われた53年1月を基準とすると、申立期間のうち、48年9月から50年9月までの保険料は時効により納付することはできず、同年10月から52年3月

までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から2年10月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期、場所及び加入後の国民年金保険料の納付金額については明確に覚えていないが、学生時代、A市に居住しており、20歳の誕生日前後に、国民年金保険料を納付するようにとの通知を受け取り、それ以降、毎月、期日までに納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代、A市に居住しており、20歳の誕生日前後に、国民年金保険料を納付するようにとの通知を受け取り、それ以降、毎月、期日までに納付書で納付していたとしているところ、i) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続時期、加入手続場所及び手続後交付される年金手帳の受領については覚えていないとしていること、ii) 加入後の申立期間の国民年金保険料を毎月1万円以上納付したとしているが、保険料月額が1万円以上となるのは平成5年度以降であること、iii) 申立人は、平成2年4月頃からは実家のあるB市でA市が発行した納付書によりC信用金庫で現年度納付したとしているものの、同市では、申立期間当時、同信用金庫は同市の指定代理金融機関及び収納代理金融機関には指定されておらず、同信用金庫で同市が作成・交付した納付書により保険料を納付することはできなかったとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年8月9日にB市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入

手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市に申立人の加入記録が存在しない上、申立人が所持する年金手帳及びB市が保管する申立人の国民年金リストの記載内容とも符合し、申立人は、申立期間においては学生であったとしており、当該期間は任意加入の対象者となる期間となることから、この期間について、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成3年3月まで

私が20歳になった時に母親がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、毎月金融機関で国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間当時、学生で21歳頃に実家である同町から住民票をそれまで住んでいたB市に移したが、保険料については母親が就職(平成3年4月)するまで同町役場で納付してくれていた。母親は、妹についても国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。妹は保険料の納付記録があるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、「息子が20歳の時には、既に住民票をB市に移していたが、A町役場で息子の加入手続きを行い、息子が就職するまで家族の分と一緒に保険料を納付していた。最初は納付書により役場で納付し、途中から金融機関の口座振替で毎月納付した。」としている。しかしながら、i)公簿では、申立人の申立期間当時の住所を確認することはできず、申立人は、21歳頃に同町から住民票を移したとしているものの、加入手続きを行ったとする母親は、申立人が20歳の時は住民票を同市に移していたとしており、加入手続きは住民票がある市町村で行うこととされていることから、母親の主張は合理的ではないこと、ii)母親は、加入手続き後において交付される国民年金手帳の受領、保険料の納付金額、振替手続き時期及びその銀行名については覚えていないとしていること、iii)オンライン記録によると、申立期間当時、母親は第3号被保険者(昭和61年4月から平成9年11月まで)とされているほか、妹の被保険者資格取得日は制度改正により学生が国民年金強制適用とさ

れた3年4月1日とされているため、申立期間においては母親及び妹共に保険料の納付対象者ではなかったことから、母親の申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、前述のとおり、21歳頃にA町から住民票をB市に移したが、同市では納付のための手続を行ったことは無く、就職（平成3年4月）するまで母親が同町役場で納付してくれていたとしているが、国民年金の加入及び保険料納付は住民票のある市町村で行うこととされていることから、申立期間のうち、申立人が主張する同町から住民票を同市に移した以降の期間については、母親は申立人の保険料を同町では納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A町においても申立人の国民年金に係る加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月、同年9月及び63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月及び同年9月  
② 昭和63年9月

会社を退職した都度、母親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。姉も国民年金に加入しており、母親は加入手続の必要性や納付義務を承知していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親の記憶は明確ではないことから、国民年金加入手続及び保険料納付の具体的状況は不明である。

また、申立人は、会社を退職した都度、母親が申立人の国民年金加入手続を行い、保険料も納付したとしているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人がB社を退職した後の平成4年7月頃と推認され、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、B社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年6月21日とされており、これは申立人が所持する年金手帳の記録とも一致していることから、申立人は申立期間①及び②共に国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年7月まで

申立期間当時、A市に住んでおり、子供がいたので国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、A市B出張所で国民健康保険と一緒に夫婦二人の加入手続を行い、保険料も国民健康保険の保険料と一緒に夫婦二人分を毎月納付していたとしているが、国民年金手帳の受領時期及び保険料納付額については分からないとしており、その記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人がC市に転居した昭和43年1月5日に夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳における被保険者資格取得日は昭和43年1月15日とされているところ、これは、オンライン記録の被保険者資格取得日である同年1月1日とは異なるものの、ほぼ同時期であり、申立人の被保険者資格取得日がいずれであったとしても、申立期間は国民年金に未加入となることから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が所持している国民健康保険被保険者証によるとA市において昭和37年10月23日に国民健康保険被保険者資格を取得していることが確

認できるものの、国民年金と国民健康保険は別の制度である上、保険料を毎月納付したとする申立人の主張は、申立期間当時の同市における国民健康保険料の徴収方法とは一致するが、3か月ごとであった国民年金保険料の徴収方法とは異なることから、国民健康保険に加入していることをもって、国民年金に加入しているとまでは言えない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年7月まで

申立期間当時、A市に住んでおり、子供がいたので国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、A市B出張所で国民健康保険と一緒に夫婦二人の加入手続を行い、保険料も国民健康保険の保険料と一緒に夫婦二人分を毎月納付していたとしているが、国民年金手帳の受領時期及び保険料納付額については分からないとしており、その記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人がC市に転居した昭和43年1月5日に夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿における被保険者資格取得日は昭和43年1月15日とされているところ、これは、オンライン記録の被保険者資格取得日である同年1月1日とは異なるものの、ほぼ同時期であり、申立人の被保険者資格取得日がいずれであったとしても、申立期間は国民年金に未加入となることから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が所持している国民健康保険被保険者証によるとA市において昭和37年10月23日に国民健康保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、国民年金と国民健康保険は別の制度である上、保険料を毎月

納付したとする申立人の主張は、申立期間当時の同市における国民健康保険料の徴収方法とは一致するが、3か月ごとであった国民年金保険料の徴収方法とは異なることから、国民健康保険に加入していることをもって、国民年金に加入しているとまでは言えない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年9月まで

会社退職（平成9年6月末）後、国民年金の通知が来て妻が私の国民年金加入手続を行った。同年10月に再就職するまでの申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分で毎月3万円ぐらいを納付したと思う。国民年金保険料を含め国民健康保険等の支払は、妻が夫婦二人分を一緒に納付している。妻には蓄えが無いため、自分の分だけ納付することは無く、申立期間について妻は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのはおかしい。

申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成9年6月末）後の申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立人の会社退職後における申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期及び場所については覚えていないとしている上、申立期間の保険料は毎月申立人の分と一緒に納付していたと思うとしているものの、妻のオンライン記録を見ると、申立期間である同年7月から同年9月までの期間は同年11月頃に第1号被保険者期間とする事務処理が行われたとみられ、この期間の保険料が同年11月4日に一括納付されていることが確認でき、申立人及びその妻が記憶している申立期間の保険料の納付周期と異なっていることから、申立人及びその妻の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成7年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同日に国民年金被保険者資格を喪失し

たこととされ、その後、9年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再び厚生年金保険被保険者資格を取得した同年10月1日までの間において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄において申立期間に係る加入記録の記載が無いこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、妻は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年6月まで

私が20歳になった昭和58年\*月に国民年金の案内が届いたので、同月か翌月に母親と一緒にA市B区役所に出向き、私の国民年金の加入手続きを行った。その際に担当職員から国民年金保険料月額が1万円であるが、1年分の保険料を一括で払うと割引となり11万円ぐらいになると言われたので、後日、母親が同区役所内の金融機関で1年分の保険料を一括で納付した。申立期間について納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親と一緒にA市B区役所に行き、自身の国民年金加入手続きを行い、母親が申立期間の1年分の保険料11万円ぐらいを一括納付したとしているところ、i) 申立人及びその母親共に加入手続き時期及び加入手続き後に交付される年金手帳の受領については覚えていないとしていること、ii) 申立人の保険料を納付したとする母親は、納付時期及び納付金額は覚えていないとしていること、iii) 申立期間の保険料を1年前納した場合の保険料額は6万9,390円となり、申立人が納付したと主張する金額とは乖離<sup>かいり</sup>していることから、申立人及びその母親の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において資格取得日を昭和61年8月1日として同年9月30日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加

入手続が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月から同年 6 月までは、厚生年金保険被保険者期間とされており、申立人が主張するとおり当該期間の国民年金保険料が納付されていた場合、保険料は還付されることとなるが、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらない上、申立人及びその母親も保険料が還付された記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

厚生年金保険の無い会社に勤めていたので、父親に国民年金への加入を勧められ、父親が私が21歳頃にA町役場で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、父親が窓口で20歳まで遡ってまとめて納めてくれた記憶がある。その後の保険料は、父親が母親や兄の分と一緒に半年分ぐらいつ納付していたと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和44年10月15日にA町で払い出されており、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて加入手続が行われ、20歳到達時の40年\*月に遡って資格取得されたものとみられる。この手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から42年6月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間については過年度納付することは可能であったものの、申立人は、父親が保険料を遡って納付したのはA町窓口としているところ、当時同町では、過年度保険料を収納するようなことは無かったとしており、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳も申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している上、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から54年3月まで

私は昭和53年3月頃、収入のめどがつき、A市役所の年金窓口で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から今からでも遡って納付することができる」と説明された。再三の電話に根負けし、まず、2年分の国民年金保険料を納付書により近所の郵便局で納付した。しばらく後に、再び市役所の担当者から電話があり、残りの分をまとめて同じ郵便局で納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後同市役所からの再三の電話勧奨により、遡って国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から、申立人の加入手続は54年7月頃に同市で行われ、その際に遡って資格取得日を20歳到達の49年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われた時期は第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であつたことから、申立期間の保険料を過年度納付と特例納付を利用して納付することは可能であつた。しかしながら、申立人は、この加入手続時点で25歳であり、60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付月数は420か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）は可能であり、特例納付する必要性は乏しいことから、同市の国民年金担当職員が再三、申立人に対して特例納付の勧奨を行ったとは考え難い上、同市では、当時、電話による特例納付の勧奨は行っていなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、申立期間の保険料は、昭和54年から55年までの間に2回

に分けて納付し、納付した保険料月額が3,000円程度であったとしているところ、申立人は、この2回に分けて納付したとする保険料の納付対象期間、納付時期及び納付金額については覚えていないとしている上、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料月額は4,000円、前述の加入手続時期を基準とした場合、52年4月以降は過年度納付となり、その保険料月額は2,200円から2,730円までとなり、申立人が納付したと主張する保険料月額と相違することから、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、A市からA4サイズでミシン目があり1枚の用紙を3つに切り離す様式の納付書が数枚送付されてきて、この納付書で申立期間の保険料を納付したとしているが、申立期間当時の過年度及び特例納付の納付書は、縦9センチメートル、横21センチメートル、裏面塗装カーボンによる3部複写であったことから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年6月までの期間及び43年11月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から同年6月まで  
② 昭和43年11月から49年5月まで

私は両親から成人式を済ませたら、国民年金に加入することは義務であると言われていた。そのため、私が就職するまでの期間は、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずだ。会社退職後、婚姻（昭和43年11月）により同区からC町に転居したことを契機に、自分で同町D支所において加入手続きを行い、1年に数回同支所で保険料を納付していた。納付したことを証明する領収書や家計簿等はないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、父親が当該期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとしているところ、父親は既に死亡していることから、申立期間①に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間②については、申立人は、婚姻後C町D支所で国民年金の加入手続きを行い、その場で国民年金手帳の交付を受け、加入後の保険料は、毎年数回同支所の国民年金窓口で納付したとしているところ、i)同町では、当時、同支所で加入手続きが行われた場合、提出された届出書等を町役場担当部署へ送達するのみで、年金手帳の交付は行っていないとしていること、ii)申立人は、申立期間②の保険料の納付時期、納付周期、納付方法及び納付金額を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る加入手続き及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月24日にC町において払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を51年1月11日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日とも一致する上、A市において申立人が申立期間において国民年金に加入していた記録が存在しないこととも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成14年3月頃にA市B区役所で年金担当職員から高齢任意加入の説明を受けた。その時加入手続を行ったかどうかよく覚えていないが、説明を受けてからすぐにC社会保険事務所(当時)と社会保険業務センター(当時)の2か所から納付書が送られてきたので、社会保険業務センターの納付書により平成14年度の保険料をまとめて同年3月中に納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月頃にA市B区役所で年金担当職員から国民年金の高齢任意加入の説明を受けたものの、高齢任意加入手続はこの時に行ったかどうかは記憶が無いとしていることから、申立人の加入手続時期に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、A市B区役所で高齢任意加入の説明を受けた際、年金担当職員から平成14年度の国民年金保険料を平成14年3月中に前納すれば15万6,770円に割引になると言われたので、同年3月中に社会保険業務センターから送付されてきた納付書により当該期間の保険料を納付したとしているところ、制度上、同年度の保険料を同年3月中に納付することはできない上、13年度までは現年度保険料の徴収及びそれに伴う納付書の発行等の事務は市区町村で行われていたことから、同年度末の3月中に社会保険業務センターから翌年度となる14年度の納付書が申立人に送付されることは無かったものとみられる。

さらに、オンライン記録及び申立人が所持するC社会保険事務所が発行した国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書共に申立人の任意加入被

保険者資格取得日は、平成 15 年 4 月 14 日とされており、このことは、国民年金被保険者資格取得申出書（高齢任意用）において、申立人が記載した同申出書の提出日が同年 4 月 14 日とされていることとも符合する。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月、51年4月から同年8月までの期間、55年12月及び56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月  
② 昭和51年4月から同年8月まで  
③ 昭和55年12月及び56年1月

婚姻（昭和46年6月）後の私の国民年金加入手続及び保険料納付は、妻が行っていた。妻は、私が転職する都度、国民年金への切替手続を行ったことや、申立期間当時に夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたことを覚えている。妻は申立期間の保険料を全て納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立人が転職する都度、国民年金の加入手続を行っていたとしているものの、申立期間の加入手続時期及び加入手続場所は覚えていないとしていることから、妻の申立人の当該期間に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、妻は、申立人の申立期間の保険料は全て申立人と自身の保険料を一緒に毎月集金人（国民年金推進員）に納付していたとしているところ、i）A市では、昭和53年度で集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収制度を廃止しており、申立期間当時の保険料徴収周期は、いずれも3か月ごとであったとしていること、ii）妻は、申立期間の保険料の納付金額は覚えていないとしていることから、妻の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の国民

年金加入記録は、当初、昭和40年10月22日資格取得、47年7月21日資格喪失、同年10月1日資格取得、49年6月3日資格喪失、50年12月21日資格取得、51年4月1日資格喪失、同年9月1日資格取得、55年3月19日資格喪失とされていたが、平成7年2月23日に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日との相違が判明したことにより、申立人の国民年金の加入記録を昭和40年10月22日資格取得、47年7月21日資格喪失、同年9月26日資格取得、49年6月3日資格喪失、50年12月22日資格取得、51年1月12日資格喪失（同年1月から同年3月までの国民年金保険料が平成7年7月14日に還付されている。）、昭和51年4月11日資格取得、55年3月19日資格喪失（平成15年3月20日に厚生年金保険被保険者資格取得日と重複していたため、昭和55年3月14日に訂正。）に訂正されると共に、同年12月17日資格取得及び56年2月1日資格喪失の記録が追加されていることが確認できる。このため、申立期間はいずれもこの加入記録の訂正・追加に伴い生じた未納期間となることから、当時、当該期間は、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入記録の訂正・追加が行われた日を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から同年12月まで

私の父親が、A市B区役所で申立期間の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金保険料検認状況一覧票の「得喪歴史」を見ると、いずれも申立人は、任意加入被保険者として昭和54年1月20日に資格取得したとされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日及び年金手帳の氏名変更年月日共に同年1月20日とされていることとも符合する。このため、申立人の加入手続はこの資格取得日に行われたものとみられる。

さらに、申立期間のうち、申立人が婚姻した昭和53年12月は、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人に係る当該期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできない上、申立期間のうち、婚姻前の同年8月から同年11月までは、第1号被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかつ

たものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から平成2年1月まで  
当時、私は大学生だったので、国民年金保険料は、両親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、「市役所で申立人の加入手続を行ったことは無く、当時、国民皆保険ということで、制度が変わると言われていたことは覚えており、それで昭和61年4月以降に市役所から納付書が送付されてきたのだと思う。保険料納付は、この送付されてきた納付書により金融機関で納付していたはずである。」としているところ、制度上、国民年金加入手続を行っていない者に対して納付書が作成・送付されることは無いことから、母親の主張は不合理である上、母親は、保険料の納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、母親の申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間当時居住していたとするA市においても申立人に係る国民年金の加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、母親は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで

私は、20歳を過ぎてから時期は覚えていないが、A市B区役所で、国民年金の加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料は全て遡って一括納付した。保険料の納付時期、納付回数及び納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎてからA市B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は遡って一括納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年3月から同年5月頃にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って3年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得年月日とも符合する。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年10月から4年1月までの保険料は時効により納付することはできず、同年2月の保険料は過年度納付が可能であったものの、申立期間直後の同年3月から同年11月までの保険料が6年4月15日に過年度納付されていることから、4年2月の過年度納付書が作成・送付されたとも考えられるが、この過年度納付

された時点では同年2月については時効となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、加入手続後、申立期間の保険料の納付金額は覚えていないが何十万円かを2回に分けて納付したような気がするとしているところ、申立人の納付記録を見ると、前述のとおり、申立期間直後の平成4年3月から同年11月までの保険料（8万6,600円）が6年4月15日に納付され、その3日後となる同年4月18日に、5年8月から6年4月までの保険料（9万5,100円）が納付されていることが確認できることから、申立人が未納期間の保険料を遡って納付したと記憶している保険料は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から平成4年9月まで

私のA社及びB社における申立期間の標準報酬月額は、給与明細表の支給額に比べて低額になっているので、適正なものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年10月から62年6月までの期間及び同年9月から平成4年2月までの期間については、申立人から提出された給与明細表により、申立人の主張する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細表によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和62年7月及び同年8月については、申立人は、給与明細表等の給与額及び保険料控除を確認できる資料を所持していない上、B社は、申立期間当時の資料は無く、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しているものの、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間の給与明細表で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

申立期間のうち、昭和58年12月から60年9月までの期間及び平成4年3月から同年9月までの期間については、上記と同様に、申立人は、給与明細表等の

給与額及び保険料控除を確認できる資料を所持していない上、申立人が名前を挙げた複数の同僚及び申立期間にA社及びB社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「給与から控除された厚生年金保険料は、標準報酬月額に見合った額だったと思う。」、「厚生年金保険の取扱いについては、よく分からない。」と証言しているところ、いずれの同僚からも給与明細表の提出がないことから、当該期間におけるA社及びB社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の複数の同僚の標準報酬月額について、経験年数等が同一でないため一概に比較することはできないが、申立人の標準報酬月額の推移と特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自然となっている状況はうかがえない。

さらに、B社が加入していたC健康保険組合の記録により、申立人の平成3年10月から4年9月までの期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月から 20 年 6 月まで

申立期間について、私の標準報酬月額が低額になっているので、正しいものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 10 日付けで 62 万円に訂正されており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額（56 万円）がオンライン記録の標準報酬月額（56 万円）と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月28日から20年11月1日まで  
私は、A社B支店に昭和20年10月31日まで在職していたと記憶している。戦時中に退職したことは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「終戦の1年か2年前に本社が爆撃された記憶がある。昭和20年10月31日まで勤務した。」と主張しているところ、A社本社が爆撃されたのは当時の記録から昭和20年6月\*日であることが確認できる上、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同学年の同僚は、同年9月11日までに全て被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に保存されている終戦時名簿（同社の社員名簿）に申立人の名前が無く、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立期間における勤務実態について確認できない上、複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立人と同様に、終戦前にA社B支店における被保険者資格を喪失した同期の同僚は、「昭和20年8月15日の玉音放送を聞いたときは、既に退職していた。」とし、自らの退職時期と資格喪失時期がおおむね一致している旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月20日から35年12月頃まで

私は、昭和29年2月20日から35年12月頃までA社のB支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。退社するとき、厚生年金カードをもらったはずなので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での仕事内容、勤務地である同社B支店の所在地を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社は、昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、29年2月20日から33年8月1日までの期間において同社が適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人がA社B支店で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者記録が確認できない。

さらに、A社の複数の役員が、「学卒者以外で、保険料を引かれたくない従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同僚の一人が、「私より先に入社していた。」と証言している先輩同僚の被保険者資格取得日は、証言した同僚の被保険者資格取得日の8か月後であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

加えて、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 6 日まで

私は、昭和 48 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 5 日まで A 事業所 B 支店に勤務していた。厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 事業所からの回答により、申立人が申立期間に同事業所 B 支店に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録において、A 事業所 B 支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A 事業所の人事担当は、「B 支店は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立期間当時、同支店の職員は、申立人を含め C 共済組合に加入していた。」と証言している。

さらに、A 事業所から提出された申立人の C 共済組合の退職一時金決定連絡書によれば、申立人は、申立期間において同共済組合の組合員となっており、当該組合員資格を昭和 48 年 12 月 1 日に取得し、50 年 3 月 6 日に喪失していること、及び同年 5 月 14 日付けで、同共済組合の退職一時金に係る給付決定を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年5月1日から48年9月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年9月1日から50年1月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から50年1月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社における資格取得日が、昭和50年1月1日とされているが、私は、40年に個人で同社を立ち上げ、43年5月頃には数人の従業員と共に厚生年金保険被保険者となっているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所の事業主であり、昭和43年5月1日付けで同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となる旨の手続を行い、従業員数人と共に、自らも同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得する旨の手続をしたと主張している。

申立期間のうち、昭和43年5月1日から48年9月1日までの期間については、申立人から提出されたA社社史及び商業登記簿謄本によると、申立てに係る事業所は、申立人を代表取締役として、同年9月1日付けで法人登記されており、申立人が当該期間において、個人事業所の事業主として、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険法上の被保険者は、適用事業所に「使用される者」に限られていることから、申立人は、そもそも厚生年金保険の被保険者となることができない者と考えられる。

なお、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、申立てに

係る事業所は、昭和48年5月1日に個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同日以前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和48年9月1日から50年1月1日までの期間については、申立人から提出されたA社社史及び商業登記簿謄本により、申立人が当該期間において、代表取締役として、申立てに係る事業所が法人化した同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和57年3月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主であった申立人は、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、昭和49年9月12日付けで、A社の事務担当者であった申立人の妻と共に、夫婦連番で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書の規定では、特例対象者（申立人）が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月1日から50年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、当該期間当時、A社の代表取締役であり、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から50年1月1日まで

私は、夫が経営するA社が法人化した昭和48年9月1日から、同社において正社員として勤務し、同時に厚生年金保険被保険者資格を取得したはずであるが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の資格取得日が50年1月1日とされているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員は、申立人が事業主の妻で、申立期間に同社の事務担当者として勤務していた旨証言していることから、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和57年3月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の厚生年金保険関係資料を保管していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「A社の法人化に伴い、事務担当者として社会保険事務所（当時）に事業所名称の変更の届出をした昭和48年9月1日に、自らも同日付けで厚生年金保険被保険者の資格取得手続をしている。」と主張しているものの、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和50年1月1日付けで資格取得した旨の手続は、同年1月12日に処理されていることが確認できる上、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人及びその夫は、夫婦連番で昭和49年9月12日に国民年金手帳記号番号を払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年6月まで

A社が社名変更した際に、標準報酬月額が下がっているが、昭和38年9月2日から39年7月3日まで勤務地は変わらず継続して勤務しており、途中給与の変更は無かった。申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和38年9月）の標準報酬月額は1万8,000円、社名が変わったA社での被保険者資格取得時（同年11月）の標準報酬月額は、1万6,000円となっているところ、申立人は、「昭和38年9月2日にB社に入社してから39年7月に退社するまで勤務地に変更は無く、給与の変更も無かった。」と主張している。

しかしながら、A社の事務担当者は、「昭和38年11月に、C市にあったB社とは別会社のA社を設立し、新たに厚生年金保険の適用事業所となったが、当時の関係資料を保存していないため、厚生年金保険料の控除額、標準報酬月額の届出状況などは不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の新規適用時（昭和38年11月1日）に被保険者資格を取得した者は175人確認でき、そのうち、B社から異動（同日に資格喪失及び取得。）したと考えられる者が152人（申立人を除く。）確認できるところ、同社の資格喪失時及びA社の資格取得時の標準報酬月額を比較すると、同社の資格取得時の標準報酬月額が、B社の資格喪失時より増えた者は46人、変わらなかった者は90人、減った者は16人であり、このうち1人は、申立人と同じ記録状況（標準報酬月額が



1万8,000円から1万6,000円に変動。)であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の記録が訂正された形跡も見られない。

加えて、申立人と同様にB社から異動し申立期間において標準報酬月額の変動があった同僚からは、給与明細書等の資料及び当時の厚生年金保険の取扱いに係る証言が得られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 30 年 9 月まで

私は、従兄妹である社長に誘われて入社し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。また、年金事務所からも「A事業所は有る。」と回答されたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び事業主の妹の証言から判断すると、申立人は、期間は定かでないが、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が明らかでなく、事業主の妹は、「A事業所は既に廃業しており、私は勤務したことが無いので、厚生年金保険のことは分からない。」と証言している。

なお、申立人が年金事務所から「A事業所は有る。」と回答されたとする主張について、年金事務所は、「申立人には、A事業所と同一名称の事業所はあるが、該当事業所ではないと説明しており、行き違いがあったものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 62 年 1 月まで  
私は、A社で仕事をしていた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の雇用（在籍）証明書及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は、期間は定かでないが、同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「昭和58年1月の火災により書類等は焼失しており、当時の厚生年金保険の事務手続など、社員の記録は不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある者で、申立人及び申立人が名前を挙げた同職種の同僚の両者を記憶している同僚は、「A社が適用事業所になった際に、厚生年金保険についての説明があったと思うが、ほとんどの同僚は、手取りが少しでも多い方が良いということで加入しなかった。申立人が名前を挙げた同職種の同僚は加入したが、申立人は加入しなかったため、厚生年金保険の被保険者記録は無いと記憶している。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月

申立期間の標準報酬月額が 15 万円とされているが、当時の給与額は、従前から引き続き 50 万円であり、引き下げられた記憶は無いので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 12 年 4 月 16 日）より後の同年 4 月 24 日付けで、遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社が会計事務を委託していた事務所の職員は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、時期や金額は覚えていないが、A社の経営状態の悪化に伴い給与を減額したため、社会保険事務所（当時）に届け出た記憶がある。その際、社会保険事務所から、給与減額に関する議事録を求められ、提出した記憶がある。標準報酬月額が 50 万円から 15 万円に下がっているのであれば、記録の方が正しいと思う。」と証言しており、当該減額訂正処理が、申立人の申立期間における給与額の実態に即した処理であったことがうかがえる。

また、申立人の妻（申立期間当時のA社の取締役）は、当該減額訂正処理については、何も覚えていないと証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月から同年 12 月まで

申立期間の標準報酬月額について、定期便の内容と給料支払明細書の保険料控除額が異なるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 2 年 9 月から同年 11 月までについては、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給料支払明細書において確認できる報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 2 年 12 月については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 11 月まで  
申立期間について、標準報酬月額が 32 万円から 30 万円に下がっているが、当時給与が引き下げられた覚えは無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間の標準報酬月額の記録について、30 万円と記録されているが、実際の給与は 32 万円であったと主張している。

しかし、A社は、平成 4 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継会社も既に解散している上、同社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、当時の事務担当者も既に死亡しているため、申立人について、どういった取扱いをしたかは不明。」と回答している。

また、上記のとおり、当時の事務担当者は死亡しており、同僚に聴取しても、具体的な証言は得られず、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時から、標準報酬月額に係る届出は複写式の様式を使用しており、当基金に提出されたものと同一内容の書類を、社会保険事務所（当時）にも提出していた。」と回答しているところ、同基金から提出された加入員台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年 8 月から平成12年 6 月まで

私は、A社に勤務していた期間の昭和63年 8 月から平成12年 6 月までの標準報酬月額が当時の給与額よりも低いため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 1 月から12年 6 月までの期間について、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の給与振込額から判断して、申立人が主張するとおり、給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和63年 8 月から平成 7 年12月までの期間について、申立人から給与明細書等の資料が提出されておらず、ほかに申立人の主張する給与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の同僚が保管していた給与明細書（昭和63年11月から平成 6 年 3 月まで）によると、当該同僚についても、当該期間の保険料控除額に見合う標

準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 9 日から 39 年 1 月 4 日まで

私は、昭和36年6月から38年12月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人のことを記憶しており、申立人が記憶する同社の勤務内容は当該同僚の証言内容と符合していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、当該同僚は、「私は、A社に昭和38年3月に入社した。雇用条件は、社会保険加入だったのにもかかわらず、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。それを理由に退職を申し出ると、遡って被保険者資格を取得するからと言われたが、結局2か月ぐらい遡っただけであった。」と証言しており、申立期間当時、A社では、全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社の当時の事業主は、既に死亡しており、現在の事業主は、「申立人を記憶していない。労働者名簿等も無く、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4990 (事案 3517 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から27年7月まで

昭和21年6月から27年7月までのうち、期間は不明だが、A社及びB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者として認めてほしい旨の申立てをしたところ、平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料は無いが納得できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が「当時の資料は無いので、申立人が勤務していたことを確認できない。」と回答していること、複数の同僚に照会しても申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかったこと、B社の同僚が「自分が入社した昭和22年4月時点で、申立人は、既にB社で勤務していたが、事業主宅等で勤務していた申立人は、正社員ではなく、厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかったと思う。」と証言していることのほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、納得できないので再度調査の上、記録を訂正してほしい。」と主張し、再申立てを行っているが、当該主

張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から61年1月11日まで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主の妻が申立人を記憶していることから、期間は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間後の平成9年6月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所であったことが確認できない。

また、事業主の妻は、「申立人が勤務していた頃は、個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。事業主であった夫と私は、その頃は国民年金に加入していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成元年 6 月から 3 年 3 月 31 日まで A 事業所で勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者記録では同年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失しているため、同年 3 月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された申立人の人事記録によると、申立人は、平成 2 年 4 月 1 日に 3 年 3 月 30 日を最終日とする日々雇用契約で任用され、最終日の同年 3 月 30 日付けで退職したことが確認できる。

また、A 事業所は、「申立人のような日々雇用契約の職員については、任用期間の最終月の末日は任用をしておらず、再雇用が無い場合は、任用期間の最終月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人と同日の平成 3 年 3 月 31 日に A 事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「私が保管している A 事業所の辞令書に記載されている任用期間は、平成 3 年 3 月 30 日までだった。当時、任用期間の最終月の末日は出勤していなかった記憶がある。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から 42 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の二事業所名及びその所在地が押印されているほか、同裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によれば、昭和 42 年 5 月 18 日に A 社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年 7 月 4 日に支払われたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所が申立人の記憶と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約 1 か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間より後の同被保険者記号番号とは別番号となっており、申立期間の脱退手当金を受領したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 28 日から 30 年 9 月 1 日まで  
脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 30 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4995

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月11日から26年3月27日まで  
② 昭和26年8月7日から27年10月8日まで  
③ 昭和28年6月10日から30年6月4日まで  
④ 昭和31年2月15日から35年1月1日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性30人のうち、脱退手当金の支給要件の無い者17人を除く13人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員について資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4996（事案4275の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月17日から28年4月19日まで  
② 昭和28年4月27日から同年7月8日まで  
③ 昭和28年7月8日から32年3月31日まで

前回の申立てについて、平成22年9月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えも無く、新たに、卒業証書が見付かり、支給日には学校に通っていた証拠としてそれを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険被保険者資格の取得が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したとする記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した3事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされ、かつ、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことのほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A事業所を退職した後に入學した専門学校の卒業証書を提出し、脱退手当金の支給日には、専門学校に通学しており脱退手当金を

受給していないと思うので再度調査をしてほしいと主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当該卒業証書により、申立人が主張するとおり、脱退手当金支給日当時に専門学校 학생であったことは推認できるものの、そのことが委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5015（事案1881の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から36年5月1日まで  
② 昭和36年8月1日から同年10月31日まで  
③ 昭和37年3月18日から40年5月11日まで

前回の申立てについて、平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無く、審議の結果に納得できないので、新たな資料の提出等はないが、再度、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、申立人が勤務していたA社による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①、②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見えず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を受け取っていないので再度調査してほしい。」と主張し、再申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 9 年 8 月まで

私は、平成 8 年 5 月 14 日に A 社に入社し、資格取得時の標準報酬月額は 12 万 6,000 円だった。同年 10 月の定時決定で 9 万 2,000 円に減額され、その 11 か月後に 13 万 4,000 円に引き上げられている。入社してから給与が下がったことは無いと思うので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額が、A 社における被保険者資格の取得時が 12 万 6,000 円であるにもかかわらず、その 5 か月後の平成 8 年 10 月の定時決定では 9 万 2,000 円に減額されているが、入社してから給与が下がったことは無いので、納得できないとして申し立てている。

しかし、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、申立人の標準報酬月額については、同社から B 社会保険事務所（当時）に対し（平成 8 年 9 月 17 日付けで受理。）申立人の同年 6 月（8 万 7,775 円）及び同年 7 月（9 万 7,215 円）の給与額に基づき、同年 10 月から 9 万 2,000 円とする旨届け出ていること、及びその 11 か月後に再び、同社から同社会保険事務所に対し（9 年 9 月 25 日付けで受理。）申立人の同年 6 月から同年 8 月までの給与額に基づき、同年 9 月から 13 万 4,000 円に引き上げる旨届け出ていることが確認できる。

また、A 社が加入していた C 健康保険組合は、申立人の申立期間における標準報酬月額がオンライン記録と同額の 9 万 2,000 円であると回答している。

さらに、A 社は、「採用後、研修等により、残業手当等が当初予定していた額より少なかったため、定時決定により、資格取得時の標準報酬月額が減額されたのではないかと思う。」と回答しているところ、申立人は、「入社時に、

約2か月間、研修を受けた。」と述べている上、オンライン記録により、同期入社と同僚154人のうち、101人が、申立人と同様に、平成8年10月の定時決定により、標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成8年及び9年分の所得税の確定申告書には、社会保険料控除額として各種社会保険料の年額が総額で記載されているものの、当該年分の各月の給与額について確認できない等の事情により、申立人が申立期間の給与から控除された厚生年金保険料の額を正確に特定できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5018（事案3587の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年 1 月頃から36年 4 月頃まで

私は、A社の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年 5 月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私が名前を記憶している申立期間当時の女子事務員に照会してもらえば、私が厚生年金保険に加入していたことが証明されると思うので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、同社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も連絡先が明らかでないこと、同僚の証言によれば、申立期間当時の同社では従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかったこと、申立期間において同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年 5 月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間当時の女子事務員に照会してもらえば、私が厚生年金保険に加入していたことが証明されると思う。」として、再度調査してほしいと申し立てている。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人が主張する女子事務員の名前は確認できない。

また、当該被保険者名簿に記載のある複数の同僚に確認するも、申立人が主張する女子事務員についての証言は得られない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から 30 年 2 月 8 日まで  
② 昭和 32 年 10 月から 33 年 4 月まで

申立期間①については、中学校の推薦で、卒業後すぐにA社に就職した。同社では、16人ほどの従業員が勤務していた。また、申立期間②については、B事業所に勤務した。同事業所は、A社から西へ100メートルぐらい行ったところにあり、6人ほどが働いていた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社での仕事内容、勤務した経緯等に係る証言が具体的であることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「昭和30年頃の人事記録等の関係資料は残っておらず、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「A社には、16人ほどの従業員が勤務していた。」と主張しているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間の被保険者数は9人から13人であることから、申立期間当時、同社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているB事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できな

い。

また、B事業所は、申立人の記憶している所在地に係る申立期間当時の電話帳にも事業所名等の記載が無く、所在が確認できない。

さらに、B事業所は、商業登記簿に法人登記の記録が無く、事業主等の連絡先も明らかでないことから、当時の同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、当該期間における同僚の名前等についての記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月頃から46年12月頃まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が、「申立人は、申立期間当時、1年半ほど勤務していた。」と証言していること、同社から提出された申立人の退職願によれば、申立人は、昭和46年12月23日に退職したい旨記載されていることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が同日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録及び事業所台帳によれば、A社は、昭和49年6月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、「当社は、社会保険の加入が昭和49年6月17日からなので、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料も従業員の給与から控除していない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、A社の事業主及び申立人が記憶している同僚は、いずれも当該期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年8月まで

年金記録では、平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額が13万4,000円となっているが、給与明細書から分かるように実際の支給額とは異なっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年5月から同年8月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書に記載された総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成16年4月については、市税事務所が保管する申立人の給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料等の金額は、当該月に同年5月と同額の社会保険料が控除されていたとした場合の額とおおむね一致することから、当該月も、直後の同年5月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月から 16 年 8 月まで

申立期間に給与から控除されていた厚生年金保険料と、ねんきん定期便の保険料納付額が異なっており、保険料を返金された記憶も無いので、当該期間の標準報酬月額を実際の保険料控除額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年3月から同年6月までは30万円、同年7月から15年8月までは36万円、同年9月から16年8月までは34万円であることが確認できるところ、申立人は、「給与賞与明細書の保険料控除額とねんきん定期便の保険料納付額が異なっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、平成14年7月、同年8月、同年11月から15年4月までの期間及び同年12月から16年8月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与賞与明細書、並びにA厚生年金基金から提出された加入員記録原簿及び回答書により、給与賞与明細書に記載されている「厚生年金」は、厚生年金保険料と厚生年金基金掛金の合算額であると認められ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と厚生年金基金掛金の合算額に一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年3月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月については、申立人から提出された当該期間に係る給与賞与明細書により、同年3月から同年6月までの4か月間に控除された「厚生年金」の合計額（15万2,680円）は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも4万8,580円過剰に控除されているものの、同年9月及び同年10月の「厚生年金」を減額することにより、当該過剰控除分（4万8,580円）が相

殺されていることが確認できる。

さらに、申立人が給与賞与明細書を所持していない期間（平成15年5月から同年11月まで）については、当該期間の前後の月の給与賞与明細書の厚生年金控除額の内訳の状況から判断して、当該期間についても前後の月と同様に、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と厚生年金基金掛金の合算額を控除されていた可能性が高いと考えられるほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる周辺事情は見当たらない。

加えて、A厚生年金基金は、「申立人の標準報酬月額に係る当基金での記録は、オンライン記録と同じである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 53 年 4 月及び同年 5 月

申立期間①については、A社で同職種の同僚に厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、自分には記録が無いことに納得できない。申立期間②についても、B社に勤務していたのに記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げている同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるものの、当該同僚は、「申立人が働いていたのは間違いない。それ以外のことは何も覚えていない。」と証言している。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚3人は、申立人のことを覚えておらず、このうち1人は、「自分の資格取得日は、入社日とは異なっており、勤務期間も、被保険者期間（1か月）より長く、半年ぐらいだったように思う。」と証言している。

さらに、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出、保険料納付、保険料控除等については、当時の資料が何も残っておらず不明である。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②について、同僚の証言から判断して、申立人は、時期は定かでない

いが、B社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料を保存していないため、はっきりしたことは言えないが、当時は、無断で入社しなくなる者や、1か月程度で辞める者が多く、試用期間を設けていたので、申立人についても試用期間中に辞めた可能性が高い。」と回答している。

また、申立期間②にB社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚で、連絡が取れた3人のうち、2人は、申立人のことを覚えておらず、残る1人は、「申立人は、自分と同じ頃にB社に入社したが、それ以上のことは何も覚えていない。」と証言している。

さらに、申立期間②前後にB社において雇用保険の記録が確認できる同僚4人については、いずれも雇用保険の資格取得時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人については、同社における雇用保険の記録が確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 5024 (事案 1080 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 32 年 1 月から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 3 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、この決定に納得できない。今回、申立期間を昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 11 月 1 日までの 25 か月に変更するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も昭和 32 年 11 月 1 日と記載されており、申立期間において資格取得手続が行われたことをうかがわせる事情は確認できないこと、同社を吸収合併したB社は、「厚生年金保険の適用の基準、保険料控除等については不明である。」と回答していること、複数の同僚が、「申立期間当時は、試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。また、事故や勤務不良があると、試用期間が延びたり、本採用されなかったりすることがあった。」と証言していること、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、A社には、前職を退職してから約 2 か月後に入社したので、申立期間を昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年



11月1日までの25か月に変更して、もう一度調査してほしい。」として、再度申し立てている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚のうち、申立人より先にA社に入社していた同職種の一人は、「申立人のことは覚えていない。自分は昭和32年3月に入社したのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月1日となっており、記録の無い2か月間は試用期間であった。」と証言している。

また、申立人のことを覚えている二人の同僚は、「自分は昭和32年6月15日に入社したが、資格取得日は2か月半後の同年9月1日になっている。申立人は、自分より5か月ぐらい後に入社してきた。」「昭和32年3月1日に入社したが、資格取得日は2か月後の同年5月1日になっている。申立人は自分より後に入ってきた。」と証言している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月25日から23年3月まで

私は、A市にあったB社に勤務し、製造の仕事をしており、昭和22年1月に同社がC市に移転した後も、同じ仕事を23年3月まで続けた。移転した場所は、D社の工場があった場所ではないかと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和21年12月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、昭和22年1月にB社がC市に移転した後も継続して同社に勤務していたと主張しているが、複数の同僚が、「B社はC市に移転していないと思う。」と証言している。

さらに、B社の当時の事業主及び申立人が事業主であったと記憶する取締役のE氏（昭和22年3月20日にB社取締役を辞任）は既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚のF氏は死亡、G氏は人物を特定できず、H氏は連絡先が明らかでなく、ほかに申立人を記憶している同僚はいないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、申立人が、B社がC市に移転した後に勤務していたと主張する場所には、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としてD社が所在したことが確認できるが、同社の元社員で調査協力が得られた者のいずれからも、当該所在地に申立人が勤務していたとする製造の工場が所在した旨の証言は得られない。また、同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 55 年 8 月 1 日まで

A事業所には3人目の子供が1歳になる前に就職した。小さな職場だったので、社会保険の手続きはB事業所でしてもらっていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和53年4月9日である同僚が、「申立人は自分とちょうど入れ替わりにA事業所に入所した。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B事業所は、「当事業所が保管している資料によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和55年8月1日となっている。しかし、当時の担当者に確認が取れないため、当時のことは不明である。」と回答している。

また、上記同僚は、「申立人の申立期間当時の勤務形態については分からない。厚生年金保険の取扱いについても、A事業所に勤務していた期間に自分の被保険者記録があって驚いたぐらいなので、ほかの人のことは分からない。」と証言している上、申立人が前任者として名前を挙げた同僚は、「申立人は初めのうちは非常勤として働いていた。しかし、申立期間当時の勤務形態については分からない。社会保険の加入については、C会の代表の人が手続事務を代行していたB事業所に連絡を取ってくれていたので詳しいことは分からない。」と証言している。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間のうち、昭和55年7月1日までは夫の被扶養者であったことが確

認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における資格取得日は昭和55年8月1日となっており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで  
② 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、A社に在職中、常に25万円以上の給与を受け取っていた。したがって、標準報酬月額が26万円を下回ることは無い。調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、A社から毎月25万円以上の給与を受け取っていたので、標準報酬月額が26万円を下回ることは無い。」と主張している。

しかし、A社の事業主は、「保険料の滞納額を減らすために、従業員に説明の上、給与の一部を別支給した。社会保険事務所（当時）には、当該別支給分を差し引いた金額を標準報酬月額として届け出していた。また、既に破産廃止しており、資料は一切無い。」と証言している。

また、A社の同僚も、「事業主から、給与額を低くして社会保険事務所に届出をするとの説明を受け、給与とは別封筒で現金を受給していた。」と証言しており、事業主の証言内容と一致している。

さらに、当該同僚を含む複数の同僚に照会したが、いずれも当時の給与明細書等の給与額及び保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間②のうち、平成12年8月から13年1月までの期間については、公共職業安定所から提出された求職者給付の支給台帳の写しに記載されている賃金日額（7,155円）から推認できる退職前6か月間の給与額（21万4,650円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）とおおむね符合し

ている。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月28日から29年12月26日まで  
② 昭和34年6月19日から36年7月22日まで

脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取ったことは無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①について、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年12月26日の前後2年以内に資格喪失した者54人(受給資格者54人)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、30人について支給記録が確認でき、そのうち16人は資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、保険給付欄に脱退手当金が支給されたことを示す記載がある上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間②について、申立人は、当該期間を含む昭和36年4月から38年9月までの期間の国民年金保険料を50年3月7日に特例納付しており、その時点で当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い

上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 1 月 2 日から 24 年 4 月 10 日まで  
② 昭和 24 年 4 月 18 日から 26 年 1 月 15 日まで  
③ 昭和 26 年 9 月 1 日から 33 年 5 月 21 日まで

私は、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給したことも無い。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年1月22日から34年12月20日までに資格喪失した女性のうち（申立人は、33年5月21日資格喪失。）、受給資格を満たした者119人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は100人で、そのうち95人が4か月以内に支給決定がなされている上、申立人と同日に資格喪失している53人のうち、49人についても4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立期間③当時の同社に係る脱退手当金の請求手続については同社による代理請求がなされており、申立人についても、その委任に基づき同社の期間と厚生年金保険の記号番号が同一である申立期間①及び②を併せて事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間③の事業所を退職後、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。